(ロ)　北緯三二度三〇分東経一三四度二〇分、北緯三二度一〇分東経一三四度二〇分、北緯三二度一〇分東経一三四度五〇分、北緯三二度三〇分東経一三四度五〇分の各点で囲まれる海域

(ハ)　北緯三三度三四分東経一三六度三六分の地点を中心とする半径十海里の円によって囲まれる海域

(ニ)　北緯三三度二二分東経一三九度五五分の地点を中心とする半径十海里の円によって囲まれる海域

ロ　期間　平成二十五年五月十日から平成二十五年五月二十三日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第十六号（平成二十五年四月二十六日発行）、五管区水路通報第十六号（平成二十五年四月二十六日発行）

○四国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月三十日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六五番一から高松市上天神町字中の坪五二九番一まで	前	BA	一〇・五〇～一五〇・〇〇メートル	二九・四二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一〇・五〇～一五〇・〇〇メートル	二九・四二〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月三十日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	さぬき市志度字淡海堀一四〇一番一から同市志度字赤馬崎一九四七番一まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月三十日

○海上保安庁告示第百二号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年四月三十日　海上保安庁長官　北村　隆志

名称	常滑港りんくう地区南防波堤灯台
位置	
所在地	愛知県常滑港（りんくう地区南防波堤外端）
北緯	三四―五二―一九
東経	一三六―四九―五一
変更した事項	
位置	
所在地	愛知県常滑港（りんくう地区南防波堤外端）
北緯	三四―五二―一九
東経	一三六―四九―五〇
高さ	地上から構造物の頂部まで六・八メートル　平均水面上から灯火まで九・三メートル
変更年月日	平成二十五年四月二日

国会事項

衆議院

議案提出

四月二十五日議員から提出した議案は次のとおりである。

日本銀行法の一部を改正する法律案（今井雅人外九名提出）

議事日程

四月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十四号

平成二十五年四月二十六日（金曜日）

午後零時十分開議

第一　独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案（内閣提出）

第二　気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議事日程

四月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十六号

平成二十五年四月二十六日（金曜日）

午前十時開議

第一　スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第二　再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案（衆議院提出）

第三　麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案（津田弥太郎君外十四名発議）

第四　外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

第五　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

質問主意書提出

四月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

武器輸出三原則等に関する再質問主意書（糸数慶子提出）（第八五号）

報告書提出

四月二十五日委員長から次の報告書を提出した。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（衆第七号）審査報告書

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案（衆第四号）審査報告書

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案（参第四号）審査報告書

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案（閣法第一五号）審査報告書

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）審査報告書

人事異動

内閣

最高裁判所判事に任命する　木内　道祥

特命全権大使に任命する（以上四月二十五日）　貝谷　俊男

外務省

特命全権大使

グルジア国駐箚を命ずる（四月二十五日）　貝谷　俊男

最高裁判所

横浜地方裁判所判事（川崎支部勤務）　滝澤　雄次

部の事務を総括する者に指名する　名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事　高橋　裕

名古屋地方裁判所判事に補する

名古屋地方裁判所半田支部勤務を命ずる

名古屋地方裁判所半田支部長を命ずる

兼ねて名古屋家庭裁判所判事に補する

名古屋家庭裁判所半田支部勤務を命ずる

名古屋家庭裁判所半田支部長を命ずる

半田簡易裁判所判事に補する

半田簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上三月三十日）